

議事録

会議の名称	令和元年度 第3回 西東京市総合教育会議
開催日時	令和2年1月31日 午前10時00分から午前11時40分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎4階 議会棟第1・2委員会室
出席者	丸山市長、木村教育長、米森教育長職務代理者、高橋教育委員会委員、後藤教育委員会委員、山田教育委員会委員 (事務局) 池澤副市長、飯島企画部長、栗田企画政策課長、神保企画政策課企画政策担当主査、水谷企画政策課企画政策担当主事、古厩子育て支援部長、清水子育て支援課長、岡田子育て支援部主幹、原島児童青少年課長、八矢子ども家庭支援センター長、青柳ささえあい・健康づくり担当部長、五十嵐健康課長、小関生活文化スポーツ部長、白井協働コミュニティ課長、渡部教育部長、飯島教育部特命担当部長、森谷教育企画課長、和田教育部主幹、工藤教育企画課課長補佐、大谷学校運営課長、名古屋教育部主幹、内田教育指導課長、宮本統括指導主事、宮崎教育支援課長、掛谷社会教育課長、高田公民館長、中川図書館長 (傍聴人) 3人
議題	1 令和元年度の取組について 2 西東京市子ども条例に基づく取組について 3 令和2年度教育に関する重点施策について 4 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(教育指導課) 資料2 子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) 資料3 子ども相談支援のあり方についての庁内検討(子ども家庭支援センター) 資料4 こどもの発達センターひいらぎ児童発達支援事業(概要)(健康課) 資料5 切れ目のない支援の充実(教育支援課) 資料6 児童館・学童クラブ等の取組について(児童青少年課) 資料7 放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組(社会教育課) 資料8 令和元年度 小中学生と保護者を対象とした事業(公民館) 資料9 図書館での幼児・児童・青少年事業(図書館) 資料10 西東京子ども放課後カフェ(協働コミュニティ課) 資料11 時代の変化に対応した学習環境等の整備(学校施設の適正規模・適正配置) 学校施設の今後のあり方検討にあたっての考え方(教育企画課) 資料12 時代の変化に対応した学習環境等の整備(学校施設の適正規模・適正配置) 検討スケジュール(案)(教育企画課) 資料13 西東京市子ども条例に基づく取組について(報告)(子育て支援課) 資料14 令和2年度の教育に関する重点施策(案)について(企画政策課)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

○発言者名：
発言内容

<開会>

○市長：
ただいまから、令和元年度第3回西東京市総合教育会議を開会します。
本日の議題は、「令和元年度の取組について」、「西東京市子ども条例に基づく取組について」、「令和2年度教育に関する重点施策について」、「その他」となります。

○市長：
本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：
総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議でございます。

さて、本日は、今年度第3回目の会議となっております。昨年5月に実施した第1回の会議におきましては、今年度の教育に関する重点施策として、「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」、「時代の変化に対応した学習環境等の整備」の4つを定めました。

また、それぞれの重点施策に基づく市長部局及び教育委員会の今年度の取組について報告をさせていただいたところでございます。

本日は、今年度の取組の報告を受け、それぞれの取組についての意見交換と、西東京市子ども条例に基づく取組についての報告、次年度の教育に関する重点施策について意見交換させていただきたいと考えております。

議題1 令和元年度の取組について

○市長：
それでは、議題1「令和元年度の取組について」に入ります。
各担当課より、重点施策に基づく今年度の取組について報告をお願いします。
まずは、「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(教育指導課) <資料1>
子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料2>

○市長：
「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

<質疑なし>

○市長：

次に、「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料2>

子ども相談支援のあり方についての庁内検討(子ども家庭支援センター) <資料3>

こどもの発達センターひいらぎ児童発達支援事業(概要)(健康課) <資料4>

切れ目のない支援の充実(教育支援課) <資料5>

○市長：

「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森教育長職務代理者：

資料2の「乳幼児健診未受診、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施結果」についてですが、虐待の気づきのために、大事な調査だと思います。この調査のプロセスと、結果として本人を現認するまでに至った児童の人数について教えてください。

○八矢子ども家庭支援センター長：

乳幼児健診未受診者は健康課から、未就園児は幼稚園や保育園から、不就学児は教育委員会から、それぞれ状況を把握しています。これらの情報や医療情報と、住民登録がある児童の情報とで突合いたします。

そのなかで確認ができない児童がいましたら、渡航歴の調査を行い、また生活福祉課にも状況を把握していないか確認をいたします。

なお確認ができない児童については、住民登録されている住所に訪問し、居住実態があるか確認しています。これらのプロセスを経て、最終的には該当者ゼロとして、報告しております。

○高橋教育委員会委員：

資料3の「2 これまでの検討内容」の「(1) 課題」についてお伺いします。

「一旦終結した情報を、成長にあわせて次の部署へつなぐことが出来ていない」とありますが、これは虐待にも当てはまる課題なのでしょうか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

虐待された児童については、要保護児童として個人記録表を作成し、18歳まで管理をし、情報を蓄積しております。子ども家庭支援センターが、18歳未満の子どもと家庭に関する総合相談窓口であることから、18歳以上になった場合、その情報をつなぐ部署があればつなぐことができますが、明確でない場合、つなぐことができていないことが課題と感じております。

また、情報の切れ目というところでは、未就学から就学したとき、中学校から高校にあがるとき、18歳以上、の3つの時期が課題と感じております。

○市長：

次に、「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

児童館・学童クラブ等の取組について（児童青少年課）＜資料6＞

放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組（社会教育課）＜資料7＞

令和元年度 小中学生と保護者を対象とした事業（公民館）＜資料8＞

図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）＜資料9＞

西東京子ども放課後カフェ（協働コミュニティ課）＜資料10＞

○市長：

「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○高橋教育委員会委員：

資料8の「子ども対象講座 アルキメデスへのとびら～算数と友だち～」は、算数離れといわれるなか参加人数がとても多いと思いますので、講師や内容について教えてください。

○高田公民館長：

私立武蔵高等学校中学校の数学科の先生を講師にお迎えし、難しい問題なども、クイズや図形・模型を用いて、非常に面白い講座を行っていただけたと思います。公民館としても、算数離れといわれるなか参加人数が非常に多く、少し驚いているところです。小学校低学年は、算数離れを心配した保護者からの申し込み、小学校高学年や中学生は、興味を持って自身での申し込みが多かったと思います。

○後藤教育委員会委員：

公民館や図書館が実施する、小中学生と保護者を対象とした事業は、どのように周知をされているのですか。

○高田公民館長：

小中学校へのチラシ配布などにより周知をしています。また、多くの事業は、夏休みや冬休みに実施しますので、公民館だよりも分かりやすく掲載して、周知しています。

○中川図書館長：

図書館では、夏休みの推薦図書を選定しており、リーフレットを小中学生全員に配布し、紹介しています。また、図書館に近い学校については、授業で図書館に足を運んでもらい、子どもたちが自由に本を選んだり、おはなし会に参加したりするなどしています。

○米森教育長職務代理者：

資料6の「学童クラブの令和2年度に達成されるべき目標事業量」の表の「量の見込み」と「確保の状況」を見ると、順調に充足していることが読み取れると思います。

表の見方ですが、平成31年度の「確保の状況」に、新設学童の定員を加算しても、令和2年度の「確保の状況」とは一致しないのでしょうか。

また、市全体で見ると充足されているように見えますが、この地域では不足しているなど地域的な偏りはあるのでしょうか。不足している地域から新設するなど、学童クラブの整備にあたっての考え方などはあるのでしょうか。

○原島児童青少年課長：

「確保の状況」については、平成31年度までは4月末時点を、令和2年度は第一次申込時点の児童数となっていることから、単純に加算した数とは一致していません。

また、不足している地域に重点的に学童クラブを設置するというより、まず教育委員会と相談し、調整がついた学校から順次、新設している状況でございます。

○高橋教育委員会委員：

放課後カフェについて、携わる市民の育成講座とありますが、講座の視点、これまでの講座内容、講師についてお教えてください。

○白井協働コミュニティ課長：

育成講座につきましては、今後この活動を広めていくにあたって支援者が必要になりますので、放課後の活用やイベントを、どう仕掛けていけば良いかという視点で実施しています。1月26日に実施した講演会では、「放課後カフェから考える中学生の居場所づくり」というテーマで、神奈川県のカンパイルで放課後カフェを開いていらっしゃるNPO法人の理事長の方に、どうやって地域の人材と繋がっていったのかという視点でご講演頂きました。

○高橋教育委員会委員：

運営の財源については、どのようなことに充てているのでしょうか。

○白井協働コミュニティ課長：

一番大きいのは、飲み物代です。一部の放課後カフェでは、フードドライブで賄っているところもあります。また、お茶碗や紙コップ、講演会の開催経費等が必要になります。

○高橋教育委員会委員：

育成講座の講師はどのように探されているのでしょうか。

○白井協働コミュニティ課長：

この事業の実施団体が独自に探しています。

○山田教育委員会委員：

放課後カフェの効果は、どのように測りますか。子どもの参加者が増えれば良いのか、大人の数が増えれば良いのかということがあると思います。例えば子どもと大人がそれぞれ関わらずに帰ってしまいますと、効果が低いと思います。

○白井協働コミュニティ課長：

人数は当然効果に含まれると思いますが、地域の方がただお茶を飲むのではなく、例えば楽器が得意な方が楽器を教えるなど、文化的な交流に繋がっていくと良いと考えます。また、卒業生が放課後カフェに戻って来て、中学生の相談に乗るといったことも、今後期待しております。

○木村教育長：

放課後カフェを実施しているほとんどの中学校を訪ねてきましたが、昨年と比べて地域の大人の人数が増えています。地域みんなで子供を見ていくという雰囲気が広まっているように感じます。また、参加している大人の方からのお話ですが、放課後カフェに関わった子どもに、地域であいさつをされることもあり、これまで無かった繋がりができて嬉しいと

のことでした。数字には表れませんが、地域全体で子供たちを見ていくという環境ができてきていると感じます。

○市長：

次に、「時代の変化に対応した学習環境等の整備」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

時代の変化に対応した学習環境等の整備（学校施設の適正規模・適正配置）学校施設の今後のあり方検討にあたっての考え方（教育企画課）＜資料11＞

時代の変化に対応した学習環境等の整備（学校施設の適正規模・適正配置）検討スケジュール（案）（教育企画課）＜資料12＞

○市長：

「時代の変化に対応した学習環境等の整備」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

<質疑なし>

○市長：

教育に関する重点施策は、本市が取り組むべき重要な課題であると認識しております。今後も引き続き、教育委員会と連携して課題解決に向けた取組を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議題2 西東京市子ども条例に基づく取組について

○市長：

それでは、議題2「西東京市子ども条例に基づく取組について」に入ります。
事務局より報告をお願いいたします。

(事務局説明)

西東京市子ども条例に基づく取組について（報告）（子育て支援課）＜資料13＞

○市長：

事務局より今年度の取組の報告がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○山田教育委員会委員：

子どもからの相談が1件あったとのことですが、どのような方法でのご相談でしたか。

○岡田子育て支援部主幹：

電話でのご相談でした。

○米森教育長職務代理者：

子ども条例が制定されて、18歳までの子どもの人権を守る市になったところです。そこで思うのは、虐待について、中学生の案件があってから学校での気づきの向上や、関係機関との連携は進んできましたが、学齢期前の乳幼児については、まだ不十分なところがあると思います。子ども条例を制定した都市として、子ども全般の虐待を防止する取組が必要だと思

います。

○山田教育委員会委員：

子ども相談室が相談しやすいのかどうかを知るためにも、どのような方がどのような方法で相談室と繋がったのかが、今後重要になってくると思います。

○岡田子育て支援部主幹：

毎年、1年間の活動報告を権利擁護委員がまとめて報告することになっておりますので、そちらでご確認頂ければと思います。

○古厩子育て支援部長：

米森教育長職務代理者のご意見に対して補足をさせていただきます。資料3を基に相談支援の在り方についての現在の検討状況を報告させて頂きました。その中で、総合相談システムを使って切れ目のない支援の充実をしていくという長期的な取組をお示しさせて頂きましたが、この中の虐待通報時の迅速な情報共有というのは、まさに乳幼児を含めたシステム構築を含んでおります。

○高橋教育委員会委員：

子どもからの発信ができるように取り組んできたと思いますが、これからもなおいっそう相談しやすい状況を作っていかなければならないと思います。また、権利擁護委員が出向いた時に受けた相談もあったということですので、今後もイベントなどに出向いて頂いて、相談できる機会を増やして頂きたいです。

調査の件数が1件とありますが、これはどういうものでしょうか。

○岡田子育て支援部主幹：

アウトリーチについては、権利擁護委員も必要性を認識しております。また、調査については、市民の方からの申し立てによって、調査を進めているものです。

○高橋教育委員会委員：

この調査は、ほっとルームができたからこそ課題が挙がってきたということですので、良いことだと思います。

議題3 令和2年度教育に関する重点施策について

○市長：

それでは、議題3「令和2年度教育に関する重点施策について」に入ります。
事務局より報告をお願いいたします。

(事務局説明)

令和2年度の教育に関する重点施策(案)について(企画政策課)〈資料14〉

○市長：

事務局より説明がありましたが、皆様からご意見やご質問等ございますか。

<質疑なし>

○市長：

次年度の重点施策については、来年度第1回会議にて決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市長：

4つの重点施策、子ども条例に基づく取組、令和2年度の教育に関する重点施策について、説明がございましたが、教育長、副市長から何かご意見はございますか。

○池澤副市長：

本日は令和元年度最後の総合教育会議ということで、これまで4つの重点施策や子ども条例につきまして、貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。この会議は、市長部局と教育部局の連携強化を目的としており、その中でも特に令和元年度の取組として連携して成果を出せたのが、子ども条例に基づく取組です。子ども相談室及び権利擁護委員の名称決定においては小中学校にご協力いただき、また、副読本の作成に当たっては、市長部局と教育委員会が連携しながら作成したこと、そして、出来上がった副読本については、学校現場で活用をしていくということで、良い連携がとれたと思います。

一方で、相談しやすい体制づくりや、子どもからの発信をどのように伸ばしていくか、また、未就学の子どもについてどう支援をしていくのかといったところに、教育委員の皆様からご意見を頂きましたので、引き続き、しっかり課題に取り組んでまいります。

令和2年度の重点施策については、次回もご意見を頂きますが、連携効果を高める中で、子どもたちや市民の皆様が安心して生活できるまちを作っていくためにも、引き続きご意見を頂ければと思います。

○木村教育長：

市長部局と教育委員会委員の連携が極めて大切な中で、特に本年度は子育て支援部との連携が非常に進んだと思います。全国的な事件などを見ていると、子どもに関する問題は、エアポケットのように支援の空いたところで生まれると思います。そのため、支援の必要な子ども達がもっといるということを前提として、情報共有や連携をしていく必要があります。大事なことは仕組みを作るだけでなく、その仕組みをどう生かすかということだと思いますので、その辺りも一緒に考えながら進めていきたいと感じました。

議題4 その他

○市長：

最後に、議題4「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

以上をもちまして、令和元年度第3回 西東京市総合教育会議を閉会します。
ありがとうございました。

<閉会>